

総合仮設工事

1) 着工前現場周辺の調査

工事着工前に付近の建物、道路（道路内の埋設物の位置）、その他の現状を写真撮影し、必要に応じて図面等に記録を残し工事完了後の状況と比較判断できるようにする。

- a. 敷地測量、境界杭の確認
- b. 敷地外のレベル測定
- c. 敷地および周辺の現状
- d. 道路内埋設物の位置確認
- e. 必要に応じて近隣家屋

2) 工事共通施設

a. 仮囲

敷地の周囲にはH = 3m の付単管 48.6mmを用い、建控えは3.6m間隔とし、必また、安全上、防犯上支障プを使用する。

万能鋼板	ト
ガードフェンス	ト
A型バリケード	

b. 仮門（ゲート）

東面のメインゲート ト
南面のサブゲート ト
なお、ゲートは施錠できる

c. 仮設建物（組立ハウス）

工事用の仮設建物は下記の工事事務所のほか、便所・を設置する。配置は総合仮

- (1) 監督員事務所+会議室 2.2m×2 連平屋 (23.7 m²)
- (2) 施工者事務所+会議室他 コンテナハウス 5.4m×2.2×4 連 2階建て (95.0 m²)
- (3) 作業員休憩所 コンテナハウス 5.4m×2.2×4 連平屋 (48.5 m²)
- (4) 倉庫他 コンテナハウス 5.4m×2.2×1 連平屋 (11.8 m²)
- (5) 監督員用トイレ（大小兼用） 900×1.200 1セット
- (6) 施工者用トイレ（大1+小1） 1.800×1.200 1セット
- (7) 作業員用トイレ（大1+小1） 1.800×1.200 2セット

トイレは簡易浄化槽を設け水洗式とする。



し、万能鋼板 H=3.000 を取り付ける。
ンチング孔鋼板を使用する。
ス、またはA型バリケード、安全ロー

電動シャッター 1台
折腹式パネルゲート 1台
警備員を配置するする。

警備員詰所・現場打合せ室・左官小屋

(8) ガードマンハウス 1.800×1.800 1箇所 出入り口付近に設置する。

d . 電気・給排水

(1) 工事中電力

現場南側の電柱より高圧を引き込み、125KW キュービクル変電設備を設け受電する。

場内 3 箇所に分電盤と水銀灯を設置する。

躯体の立上りに合わせて分電盤を設置する。

(2) 工事中給排水

仮設給水は東側道路から取り付け使用する。

メーターより先は外周に必要個所にバルブを設ける。

排水は場内東側にノックより排水本管に排水する。

躯体の立上りに合わせて給水口を設ける。

場内出入り口付近と計画用の流し場を設け給排水する。

e . 搬入路 (場内)

車輛が進入する部分は、舗装する。

f . 駐車場

場内には設けるスペースが不足する。場所を借地して駐車場とする。

g . 場内安全通路

建物の周囲には最少幅 1.5m を確保する。

h . 荷揚げ・荷下ろし設備

躯体施工時 30 t / m² 1 基
 10 ~ 50 t 1 台
 仕上施工時 ロングスパン (W=5400) 1 基
 10 ~ 50 t 1 台

3) 足場

内外の足場すべては労働安全衛生法に基づき組み立てる。

地足場		1,155	m ²
地下外部足場		386	"
鉄骨吊り足場		458	"
外部足場	W=1.200	1,950	"
	W=900	327	"
	ブラケット足場	96	"
内部足場	吹き抜け部ステージ	1,152	m ³

a . 地足場（鉄筋足場）

- (1) 地足場は捨てコンクリート打設後、基礎埋戻しまでの間に耐圧盤および基礎・地中梁の配筋、型枠組立・解体、コンクリート打設のために単管パイプにて地足場を組み立てる。
- (2) 鉄筋の荷重を足場につけないために、鉄筋の配筋には配筋用金物を使用する。
- (3) 安全通路は足場板 4 枚敷きとし、その他の通路は足場板 2 枚敷きで手すりを設置する。
- (4) 建地は基礎底版の中に

b . 地下外部足場

地下ピット回りの埋戻し後
W = 600 の枠組足場とし、
場を使用する。

c . 鉄骨組立・配筋用足場

鉄骨建方、本締め作業およ
の際、小梁部分には鉄骨が
吊足場間に組み立てる。ま

d . 外部足場

本工事は躯体の施工およ
を架設する。
全周 W = 900mm の枠組足場
布板 W=500 と W=240 を使用
階高に応じた高さを上げて
架設の方法等詳細は外部足
鉄骨工事に関連する、垂
建方施工計画書」に記載す

e . 内部足場

- (1) 階段室および 1 階の吹
架設の方法は別紙内部足
- (2) 脚立足場
踏み板付き脚立 高さ 1
- (3) ローリングタワー
1.500mm × 1.500mm 高さ 3 段組 + 手すり 1m
- (4) 可搬式作業台 W500 × L1,500 H(1,050 ~ 1,750)
- (5) 作業台（セーフティベース）W1,000 × L3,000 H(750 ~ 1,050)

見

本

室となる場合は止水板付きの既製の金

立のために足場を組み立てる。足場は
またスロープの外部側はブラケット足

にハイステージを取り付けて行う。そ
の H 鋼を打ち込みチェーンを使用し、
防止のための水平ネットを張る。

とするため、建物の外壁に沿って足場
200mm とする。作業床については鋼製
後に行い、コンクリート打設とともに
メッシュシート張りとする。

足場・梁配筋用足場については「鉄骨

用の作業足場を架設する。

f . 安全施設

- (1) 外部足場には墜落と落下物防止のため、1層おきに外壁と足場の間に隙間がないように水平ネットを張る。
- (2) 各階の開口部で高所作業となる場所には、手摺と安全帯用の親綱を高さ 90cm の所に張り、誰もが利用出来るようにする。
- (3) 施設の詳細および数量

4) 型枠支保工

- a . 支柱の高さが 3 . 5m 以上のものについては、労働安全衛生法に適合するよう設計し、
- b . 支保工の詳細および数量等

5) 建物の基準墨出し

- a . 建物通り芯
設計図書に明示された寸法に準じて墨出しする。
- b . 敷地周囲の工事に干渉させないよう注意する。
- c . 基準陸墨
敷地周囲の工事に干渉させないよう注意する。
- d . 注意事項
 - (1) レベルおよびトランシットを定期的に校正しておく。
 - (2) 墨出しの表示記号を統一する。
 - (3) 主要部の墨出しには必ず表示杭、表示鋏は動かさないようにしておく。
 - (5) 基準墨・ベンチマーク



労働安全衛生法第 88 条第 2 項により届出を行

う。各ポイントを記録し監理者の検査を受

け取り戻し(戻り墨)を出し、これを保存する。

表示杭を設置し保存する。

表示杭を設置し、定期的に検査を行い常に精度を保

持

てる。表示杭は、ペンキ等にてすぐ分かるように

労働安全衛生法に定める設置・計画届出（第88条）

1) 労働安全衛生法第88条2項により届出が必要な設備等
 (30日前までに労働基準監督

型わく支保工.....支柱の高さ
 架設通路.....高さおよび
 (ただし、
 足場.....つり足場、
 ル以上の幅
 (ただし、
 該当しないので省略
 機械類.....(次頁 5)

2) 労働安全衛生法第88条3項に
 (30日前までに厚生労働大臣

3) 労働安全衛生法第88条4項に
 (14日前までに労働基準監督
 (1) 高さ31mを超える建設物
 事。(高さとはグラント
 (2) 掘削の高さまたは深さ
 ための掘削を除く)の作
 ないものを除く)を行

機械類の設置時届出（安衛則別表7

	対象となる機械設備		書類
1	クレーン設置届(様式2)		
	つり上げ荷重 3t 以上のクレーン 設置しようとする時 (スタッカー式クレーンにあっては 1t 以上)	日前まで	クレーン明細書 クレーン組立図 3. 構造部分の強度計算 4. 施工計画図 イ) 据え付け箇所の周囲の状況 ロ) 基礎の概要 ハ) 走行クレーンにあっては走行する範囲



に限る。
 以上のものに限る。
 外の足場にあつては、高さが10メートル
 設工事
)の建設、改造、解体または破壊の仕
 (ずい道等の掘削および岩石の採取の
 で、掘削面の下方に労働者が立ち入ら
 2通 提出先は労基署

<p>2 クレーン、移動式クレーン設置報告書(様式 9)</p> <p>つり上げ荷重が 0.5t 以上 3t 未満 (スタッカー式クレーンにあっては 0.5t 以上 1t 未満) のクレーン又は移動式クレーンを設置しようとする時</p>	<p>クレーンを設置する前</p>	<p>施工計画図移動式クレーンの場合は、クレーン明細書、検査証</p>
<p>3 デリック設置届(様式 23)</p> <p>つり上げ荷重が 2.0t 以上のデリックを設置しようとする時</p>		<p>ック明細書 ック組立図 部分の強度計算書 計画図 え付け箇所の周囲の状況 基礎の概要 空えの固定の方法</p>
<p>4 エレベーター設置届け(様式 26)</p> <p>積載荷重が 1t 以上のエレベーターを設置しようとする時</p>		<p>ベーター明細書 ベーター組立図 部分の強度計算書 え付け箇所の周囲の状況 基礎の概要および控え固定の方法</p>
<p>5 エレベーター、簡易リフト設置 報 積載荷重が 0.25t 以上 1t 未満の エレベーター又は簡易リフトを設置 うとする時</p>		<p>械設置計画図</p>
<p>6 建設用リフト設置届(様式 30)</p> <p>ガイドレールの高さ 18m 以上の建設用リフトを設置しようとする時(積載荷重が 0.25t 未満のものを除く)</p>		<p>建設用リフト明細書 建設用リフト組立図 部分の強度計算書 え付け箇所の周囲の状況 基礎の概要および控えの固定方法</p>
<p>7 クレーンデリックエレベーター建設 クレーン、デリック、エレベーター 機械を設置し落成検査を受けよ する時</p>		<p>式 4) 書面のみ 重試験、安定度試験に必要な荷重及び玉 を準備し検査</p>
<p>7 ゴンドラ設置届(様式 10)</p> <p>事業者がゴンドラを設置しようとする時</p>	<p>設置工事を開始する日の 30 日前まで</p>	<p>1. ゴンドラ説明書 2. 検査証 3. 組立図、据え付け箇所の周囲の状況、固定方法を記載した書面</p>

見

本